

1996年10月9日

環境影響評価制度検討会事務局 御中

札幌市中央区北3条西1丁目1番地 加森ビル5階
北海道自然保護協会 会長 俵 浩三



今回の環境影響条例の見直しにあたり、当協会は、以下の点を要望します。

1) 計画自体のアセスメントの実施

すべての開発行為を環境保全という観点から審査し、必要に応じて適切な規制をするために、事業の詳細を決定する以前の基本構想の段階から、計画の概要、地域の環境にあたる大まかな影響を住民に公開し、住民の意見を聞くために、いわゆる「計画アセスメント」を導入すべきこと。

道のおこなう事業の場合には、実施計画に先立ち、法定計画または非法定計画の基本計画（上位計画）が策定されるのが普通であり、計画によって内容は若干異なるが、この段階で計画のもたらす自然環境・社会環境へのメリット・デメリットを評価することは十分に可能とおもわれる。

2) 計画策定の早期の段階での事業計画の公表

民間事業の場合には、事業計画概要書、環境影響調査計画書などの提出・公表手続を設け、環境影響調査の開始前から、住民の意見をきく手続を設けるべきである（後述8と一部重複）。

3) アセスメント対象事業の拡大

大規模な事業に限らず、環境への影響が心配される箇所（自然保護地区、湿地、野生生物生息地、傷つきやすい地域など）においては、規模の大小にかかわらず、必要に応じてアセスメントを実施する手続を設けること。また、採石、土石採掘などについても、アセスメントが必要である。

4) 代替案の検討と記載、より影響の少ない案の選択

「合理的に実施可能な代替案」の記載を求め、代替案相互の比較検討の結果の記載を定め

ること。また、選択された案（たとえばA案とする）の他に「より環境への影響が少ない案」（たとえばB案とする）があった場合には、B案を選択することを義務づけ、B案を選択するのが経済的・社会的に困難な場合にのみ、A案の選択を認めること

5) 評価項目

典型7公害、自然環境項目に係るもの（地形、地質、植物、動物、自然景観）に限らず、日照、電波公害、気象、都市景観、歴史的・文化的環境（遺跡、文化財など）などを評価項目に加えること。とくに大規模施設の場合には、ごみ・し尿処理による影響を事項に加えること。

6) 生物多様性保護の趣旨を明確にすること

生態的にデリケートな地域（自然保護地域、湿原、海浜、河川、河口域など）については、生態系・生物多様性への影響を重視した、より詳細で広域的な調査・予測・評価を義務づけること。生態系・生物多様性への影響は、これを定量的に予測できないことから評価の対象外とされてきたが、生物多様性保護は、生物多様性条約、環境基本法、および道の環境基本条例（案）にも定められており、今後も最優先の政策課題とされるべきことが明らかである。

7) 意見書の提出者の範囲の拡大

評価書に対して意見書を提出できる者の範囲を「関係地域の住民及び意見のある者（団体を含む）」に改め、全国的な関心のある事項については、広く全国からの意見書の提出を認めること。

8) 環境影響調査計画書の作成と公表、事業者の見解書

アセスメントの着手前に、事業の概要書の提出、公表、閲覧を義務づけること。また、アセスメント着手前に、環境影響評価実施計画書の作成・提出を義務づけ、アセスメントの実施方法、場所、時期等について、住民への説明、意見書提出等の手続を明記すること。

9) 事業者への質問・意見と見解書

環境影響評価準備書に対し住民から出された質問・意見を事業者に送付し、事業者の

解答（見解書）を求ること。知事に提出された見解者は公開し、縦覧すること。

また、開発業者の住民への環境影響評価書配布義務などを明示すること。

10) 説明会、公聴会の原則開催

説明会・公聴会は、開催を原則とする旨を明記し、特に意見がないことが明らかな場合に限って省略できるようにすること（現行実務の明確化）。

説明会・公聴会記録（議事録）は公開し、説明会に参加できなかった住民の便宜に供すること。また、環境影響評価審議会に提出する書面は、公述人の陳述意見の全文とするよう運用を改めること。やむを得ず要旨を作成するときは、公述人に要約文について意見を求ること。

11) 事後監視手続の整備

環境影響評価書記載の事項が遵守・履行されているかどうかについて、事後追跡・事後審査の手続を早急に整備すること。具体的な内容は、以下のとおり。

- ①着手届の事実の公表、実施状況報告書、結果報告書、（必要に応じた）事後調査計画書・報告書の提出を義務づけること。
- ②評価書には有効期限を設け、着工までに期間があり状況が変化したときには、再度、環境影響評価を義務づけること（補正環境影響評価書、追加環境影響評価書）。
- ③違反行為に対する勧告・公表・処罰を定め、住民に、実施状況および事業完了後の状況に関する意見書・是正申出書の提出を認めること。

12) 環境影響評価書の信頼性を高めるための措置の検討

評価書の内容を正確で信頼できるものとするための方策をとること。具体的には、アセスメント業者への技術指導・監督体制の整備、アセスメント業者の登録制度、一定規模以上の開発行為については道（ないしその指定する機関）がアセスメントを代行する、特定の重要な事項については第三者機関に調査・評価を依頼する、など。

また、評価書作成者、調査・予測・評価の責任者・担当者の氏名、所属、専門分野などを評価書に明記することを規定すること。

以上